

## 令和4年度沖縄総合事務局開発建設部コンプライアンス・ アドバイザリー委員会（第1回）の議事概要について

1. 日 時：令和4年12月14日（水） 15時00分～16時10分
2. 場 所：沖縄総合事務局4階 事業審査室
3. 委 員：委員長 天方 徹 （弁護士）  
委員 小池 真由美 （公認会計士）  
委員 小濱 武 （沖縄国際大学講師）
4. 議 事：コンプライアンス推進計画取組状況等の報告
  - ・年間の主な取り組み予定について
  - ・コンプライアンス推進計画の取組状況について
5. 各委員からの主なご意見等
  - 「発注者綱紀保持マニュアル」について、作成の主体、更新状況は？  
→当マニュアルは開発建設部において作成している「発注者綱紀保持規程」の用語解説等となっている。令和6年度に改正を考えている。
  - 新規採用職員等研修について、1名欠席となっているが、この者のフォローはなされたのか？  
→別日を設け、対面にて実施した。
  - 「コンプライアンス通報窓口」について、今年度の通報実績は如何。  
→外部からの通報実績はなし。職員からは、コンプライアンスから若干離れるが、「マスク着用徹底の要望」「複写室の掃除徹底の要望」があった。コンプライアンス含め、気になる情報について広く「メール相談窓口」への提供を呼び掛けた結果、上記のような要望等も寄せられるようになっている。
  - 新規採用等職員研修について、「仕事のやりがい、重要性が分かった」という前向きなアンケートが返ってきたことは、コンプライアンスを推進するうえでとても重要だと考える。  
職員が仕事に対してやりがい・誇りを持つような内容の研修を、新規採用職員以外の、採用後数年が経過した職員に対しても行っているのか？  
→職員一人一人が仕事に対して誇りを持つことが、コンプライアンス推進・遵守に繋がることが分かってきているので、特に、係長・係員研修といった職階の職員に対して、重点的に仕事へのやりがいといった話を研修の中に取り入れているところである。
  - コンプライアンス「指導員」と「インストラクター」について、指導員は課（室）長、事務所副所長・課長等、「インストラクター」も事務所副所長・課長等とあるが、違いは？

→「インストラクター」の事務所副所長・課長等は、当該役職に昇任したばかりの職員、かつ、インストラクター研修未受講者を対象としている。「指導員」の事務所副所長・課長等はインストラクター研修受講済の職員を対象としている。

- 官製談合ではない談合、総合評価方式でも不自然な一者入札や予定価格に極めて近い入札といった案件について、事後的に抽出、検証等を決められたルーティンとして行っているのか、それとも気づいた時点で行っているのか、或いは何ら行っていないのか、といった点をご教示いただきたい。

→談合が疑わしい事案が発生した場合には、処理マニュアルに沿って対応を行っている。また、発注案件ごとに入札前に入札価格の基となる工事費内訳書を入札参加者に提出を義務づけており、内訳書を毎回チェックし、不自然な内訳書があった場合は、ヒアリング等を実施することとしている。

- 「内部通報訓練」については、非常に有意義な取り組みだと思う。本訓練は、対象者に対してモデルとなる事例を提供するわけではなく、各自が事案をそれぞれ想定して通報したということか。

→職務に潜む様々なリスクを職員自らが考えるという意図もあったため、原則、職員が不正事案を想定して、それをもとに通報するという形式とした。

ただし、新規採用職員については、コンプライアンス研修を受講済であったが、知識が浅く設定が難しいことも考えられたため、モデルケースを提示した。

以上。